

「参議院の緊急集会」の論点整理と、残された論点に関する今後の議論の方向性

衆議院議員 新藤 義孝

憲法54条の本来の想定と解釈の在り方

- ・ 一定の期間内に総選挙の実施が予定、新衆議院議員が選出される前提、「二院制国会」の例外として、一時的・暫定的な制度
- ・ 例外規定については、基本的に厳格に解釈すべき

異論なし

論 点

参考人質疑（5月18日）における参考人の見解

今後の議論の方向性

1. 場面の限定

（任期満了時にも適用できるか否か）

- ① (a) 「衆議院が解散されたとき」に限定（憲法54条1項）
 (b) 「任期満了による衆議院不在時」にも類推適用可能
 （大石参考人・長谷部参考人）

条文上は(a)が適当。
 一方、短期間の衆議院不在の観点からは、(b)もあり得る。

2. 期間の限定

- ① (a) 最長で70日間（大石参考人）
 （「解散から総選挙までの40日間」+「特別会召集までの30日間」）
 (b) 70日間を超えることも可（長谷部参考人）

二院制国会の例外として、原則「最長で70日」。
 一方、選挙の実施予定という状況の共通性から、多少の延長もあり得る。

3. 権限・案件の限定

- ① (a) ・ 権限をやみくもに拡大することは内閣と参議院の関係を大きく変えてしまう（大石参考人）
 ・ 権限には限定がある（長谷部参考人）

限定的であることに
 異論なし

4. 暫定性

- ① (a) 参議院の緊急集会において採られた措置の効力は暫定的
 （大石参考人・長谷部参考人）

暫定的であることに
 異論なし



議論に当たって留意すべき事項

- ① 参議院の緊急集会は、総選挙が実施され、新しい衆議院議員が選出されることを前提にした平時の制度。
- ② 日本国憲法にはいわゆる有事の概念が規定されておらず、緊急事態の発生を想定した制度が整備されていない。いかなる事態においても二院制国会を機能させるために議員任期延長などは喫緊かつ必須。平時の参議院の緊急集会、有事の議員任期延長を始めとする緊急事態条項の創設について議論を深める。
- ③ このような措置を講じても国会機能を維持できない場合に備え、緊急政令・緊急財政処分について整備が必要。